

第3回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名		第3回 八王子市男女共同参画推進審議会
日 時		令和7年（2025年）9月11日（木） 午後6時28分から午後8時33分
場 所		八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室
出席者氏名	委 員	八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、伊藤洋二委員、清水栄委員、田中十代子委員、萩原幸枝委員、藤野早織委員
	説 明 者	—
	事 務 局	松本美保子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、横井陽子男女共同参画課主査、神田央子男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、加藤優花男女共同参画課一般職員
	そ の 他 市側出席者	真辺薫市民活動推進部長
欠 席 者 氏 名		—
議 題		1. 開会 2. 議事 （1）男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）における令和6年度（2024年度）取組状況に関する評価等について 3. その他 4. 閉会
公開・非公開の別		公開
非 公 開 理 由		—
傍 聴 人 の 数		5名
配 付 資 料 名		資料1：男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書（案） 資料2：男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）取組管理シート 資料3：男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）取組管理シート（新） 当日配布資料1：男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）令和6年度（2024年度）評価報告書（案）（修正版）
議 事 内 容		次ページ以降のとおり

【議事内容】

1. 開会

- 八木橋会長 ・ 令和7年度第3回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
・ 配布資料について事務局より説明をお願いします。

(資料の確認)

- 八木橋会長 ・ 本日の審議会開催は、午後8時30分までである。
・ 次に、出席人数、会議の成立について確認する。
・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項により、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
・ 本審議会は8名の委員で構成し、本日の出席は8名であり、過半数の出席があるので、本審議会は成立している。

- 八木橋会長 ・ 次に、会議の公開についてである。
・ 八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第4項には、審議会が、「公開することは適当ではない」事案であると考えられる場合には非公開にできるが、原則的には、公開であると規定されている。
・ 本日の審議会は「公開」することでよい。

(異議なし)

- 八木橋会長 ・ 本日の審議会は公開とする。
・ 傍聴者の入室を、現時点より認める。傍聴希望者はいるか。

- 事務局 ・ いる

(傍聴者入室)

2. 議事

- 八木橋会長 ・ 次に、次第2「議事」に入る。
・ 「議事(1) 男女が共に生きるまち八王子プラン(第4次)における令和6年度(2024年度)取組状況に関する評価等について」である。
・ 諮問された「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく、男女共同参画の推進に向けた取組状況及び効果的な方策に関すること」について、前回に引き続き、令和6年度に各所管が取り組んだ内容の確認、取組状況の評価、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策について意見を伺う。
・ 第4次プランには3つの「重点目標」がある。
・ 前回の審議会では「重点目標1と2」について、意見を伺った。
・ 本日は、引き続き、「重点目標3」と9つの「指標」に関する評価を行う。

- 八木橋会長 ・ 「令和6年度(2024年度)評価報告書(案)」の重点目標ごとに「取組管理シート」で市の各所管が令和6年度に取り組んだ内容を確認しながら、男女共同参画を推進していくための視点から、各取組に関して感じたことやさらに推し進めるための方策などについて意見を伺う。
・ まずは「重点目標3」の各取組内容に関して、事務局から説明をお願いします。

- 男女共同参画課長 ・ 重点目標3を説明する前に、前回、取組管理シート3ページの取組番号4(3)について荒木委員より男女共同に関する雇用平等セミナーなどへの新規参加企業数に関する質問をいただいた。

- ・東京都労働情報センター多摩事務所に確認したところ、使用者向けの男女共同参画に関するセミナーは4本実施され、その内2本は八王子市の後援や八王子商工会議所、八王子法人会も共催しているということである。また、多摩各市に依頼し周知をしており、セミナーへの新規参加率は、内容によりバラつきがあるため一概には言えないが、毎回10数%から30数%の企業の参加があるとのことであった。
- ・続いて、「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）取組管理シート」の18ページ以降の「重点目標3」について説明する。
- ・「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」「取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」「取組の方向性（1）孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」の「取組No.24 DVに関する意識啓発と情報提供の充実」である。
- ・男女共同参画課では、11月に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」週間の取組として、各項目のような周知活動を実施している。八王子駅北口「絹の舞」をライトアップ、東京都と共催したDV防止講演会の実施、eラーニング研修「市職員のためのDV・デートDV予防講座」の開催、八王子駅南口総合事務所内でのパネル展示を行っている。その他、チラシによる啓発として、民生委員・児童委員全員、はちまるサポート13か所、高齢者あんしん相談センター20か所、シルクレイズの協力店舗などに、男女共同参画センターの相談窓口を周知している。
- ・また、11月には外国人向け情報紙「Ginkgo 11月号」でDVに関する情報提供、大学等でのDVを防止するための普及啓発として、八王子市立看護専門学校や市内の中学・高校でのデートDV予防講座の実施や女性の健康講座を他所管で実施する際、チラシの配布を依頼している。
- ・また、デートDV予防啓発冊子を市内公立中学校3年生に配布し、ホームページやチラシなど様々な方法でDVに関する情報を提供している。
- ・次に、「取組No.25 被害者の早期発見に向けた取組」である。
- ・男女共同参画課では、先ほどの事業の再掲の他に出張相談を3回開催している。また、DV被害者支援連絡会をこども家庭センターが事務局の要保護児童対策地域協議会と福祉部が事務局の包括的な地域福祉ネットワーク会議と連携し実施し、関係機関との情報共有を行っている。
- ・次に、「取組の方向性（2）様々な相談メニューの実施」「取組No.26 被害者支援のための相談の実施」である。
- ・学園都市文化課では、「在住外国人のためのサポートデスク」におけるDV相談を実施している。
- ・男女共同参画課では、女性のための相談を実施し、電話相談や対面での専門相談、令和6年度からは男女共同参画センターから電話をかける架電と同行支援を開始し、合わせて1,742件の相談を受けている。また、東京ウィメンズプラザ開催の「相談員育成講座」や「相談員スーパーバイズ研修」を受講し、相談内容に即した対応ができるようにしている。
- ・総務課では、月1回の人権相談と年2回の特設人権相談を実施している。
- ・八王子駅南口総合事務所では、法律相談等を実施している。
- ・高齢者福祉課では、高齢者虐待防止研修を実施し、また、成年後見人制度の後見

人付与に係る審判請求市長申立てを行っている。

- ・ 障害者福祉課では、市指定の委託相談事業所 5 か所と連携して相談体制を整えている。
- ・ 福祉部福祉事務所では、女性相談支援員がDV被害等を受けた女性に対して電話・面接相談を通じて、被害者への支援を行っており、女性相談件数は 306 件であった。
- ・ こども家庭センター、こちらは旧の保健福祉センターのものだが、電話相談、妊婦面談、赤ちゃん訪問などの家庭訪問で、DVが疑われるケースについては迅速に関係機関の相談等につなげている。
- ・ 保健対策課、自殺対策の所管だが、専門医や保健師による精神保健福祉相談を実施している。
- ・ 子育て支援課では、ひとり親家庭の相談の中でDVに該当するものがあれば女性相談支援員につないでいる。また、ひとり親家庭に関する相談も就業や弁護士相談などを実施している。
- ・ 青少年若者課では、若者総合相談センターにおいて、若者の相談を受け付けている。
- ・ こども家庭センター、こちらは旧の子ども家庭支援センター分のものである。児童虐待について所管する要保護児童対策地域協議会を開催し、情報共有を図り支援を行っている。
- ・ 教育指導課では、前回のものと同じだが、教育センターでの教育相談において、DVがある場合には適切な関係機関と連携している。
- ・ 次に、「取組No.27 被害者支援への理解を深めるための研修等」である。
- ・ 男女共同参画課の内容は全て再掲である。
- ・ 次に、「取組の方向性（３）関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」「取組No.28 被害者の安全確保のための支援」である。
- ・ 学園都市文化課では、DV被害者への支援のための「語学ボランティア」や外国語が話せる多文化共生推進事業協力員の派遣、テレビ電話での通訳の活用を行っている。
- ・ 男女共同参画課では、DV被害者のために緊急一時保護事業を民間事業者へ委託している。
- ・ 市民課では、住民基本台帳の支援措置を行っている。
- ・ 高齢者福祉課では、再掲だが緊急一時保護、措置、高齢者虐待防止研修を実施している。
- ・ 障害者福祉課では、被虐待者の安全確保のための施設への一時保護を実施している。
- ・ 福祉部福祉事務所では、緊急一時保護として東京都女性相談センター等への入所支援を行っている。
- ・ 保険年金課では、DV被害者が適切な支援を受けられるよう国民健康保険の手続を行っている。
- ・ 保育幼稚園課では、DV被害者は住所が移せないのもので、そのような方への適切な保育の入所申請が進められるように助言を行っている。
- ・ 子育て支援課では、DV被害者が児童扶養手当等を受給できるよう適切に対応し

ている。

- ・学務課では、DV被害者が学校への就学手続きを適切にできるよう対応している。
- ・放課後児童支援課では、学童保育所入所に関する対応で、DV被害者に対して適切な対応を行っている。
- ・次に、「取組No.29 被害者の自立に向けた支援」である。
- ・男女共同参画課では、DV被害者支援団体に対し、年間を通じて毎月2回活動場を提供している。また、DV被害者支援団体の活動内容を周知するため、カード配架したり、ポスターを掲示している。
- ・生活自立支援課では、ハローワーク、NPO 法人、民間企業と連携して、就労支援員等による面談を行っている。
- ・保健対策課、子育て支援課、こども家庭センターは全て再掲である。
- ・次に、24 ページ、産業振興推進課のものは、前回あった女性の再就職の支援と同じで再掲である。
- ・住宅政策課で女性相談支援員等と連携し、DV被害者に対して住宅に係る支援制度の説明を行っている。
- ・次に、「取組No.30 被害回復に向けた心理的ケア」だが、男女共同参画課での相談事業については再掲である。
- ・次に、「取組No.31 被害者支援への理解を深めるための研修」だが、男女共同参画課の研修は、全て再掲である。
- ・次に、「取組の方向性（４）被害者・加害者・傍観者にならないための意識啓発」、「取組No.32 DVに関する意識啓発と情報提供の充実」だが、男女共同参画課では、取組番号 24 の再掲となっている。
- ・次に、「取組No.33 生命（いのち）の安全教育の実施」である。
- ・男女共同参画課では、意識啓発はほぼ再掲で加えて「若年層の性暴力被害予防月間」に関する情報のホームページへの掲載と講演会「親子で性についての話を聞いてみよう」を開催している。
- ・子どものしあわせ課では、赤ちゃんふれあい事業を市内公立中学校 37 校で実施している。
- ・26 ページ、教育指導課では、学習指導要領に基づいた性教育の指導を市立小・中学校全校で実施している。
- ・次に、「取組 3－2 困難を抱える女性等への支援」「取組の方向性（１）孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」「取組No.34 支援を必要とする人の早期発見に向けた取組」である。
- ・男女共同参画課では、DV支援とほぼ同じだが、新たなものとして、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 15 条に規定する支援調整会議を重層的支援会議、これは包括的な地域福祉ネットワーク会議に位置づけて実施している。また、民間団体が連携して実施した「つながりをつくるシンポジウム」、これは内閣府のプロジェクトで、孤独孤立対策官民連携プラットフォームというもののだが、このシンポジウムにおいて「女性相談から見る女性の孤立」について講義を行った。
- ・次に、「取組の方向性（２）様々な相談メニューの実施」「取組No.35 支援を必要とする人の支援のための相談の実施」である。

- ・男女共同参画課、総務課、八王子駅南口総合事務所については、DVと同じで再掲である。新たなものとして、福祉政策課では、市内13か所に設置されている地域の相談窓口であるはちまるサポートにおいて、様々な困りごとの相談を受け支援につなげている。
- ・27 ページの高齢者福祉課、障害者福祉課は全て再掲である。
- ・生活自立支援課では、DVだけではなく生活に困窮した女性、あるいは生きづらさを抱えた女性に対して早期相談の窓口として、就労相談、住居相談、生活相談を受けている。
- ・こども家庭センターでは、児童虐待だけではなく困難を抱えているケースについては迅速に関係機関へつなぐなどの支援を行っている。
- ・保健対策課、子育て支援課、青少年若者課は、全て再掲である。
- ・28 ページ、こども家庭センター、教育指導課は先ほどのものが再掲となっている。
- ・次に、「取組の方向性（3）関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」「取組No.36 困難な状況に応じた支援」である。
- ・学園都市文化課、男女共同参画課、市民課の内容は再掲である。
- ・29 ページ、高齢者福祉課では、再掲以外として高齢者あんしん相談センター21 か所で様々な困難な状況にある高齢者への相談を実施している。
- ・障害者福祉課の内容は再掲であり、次の福祉部福祉事務所では、相談者のニーズを把握しDV被害の場合には緊急一時保護、それ以外では就労支援員や状況に応じて関係機関と連携し相談者に必要な支援を行っている。
- ・保育幼稚園課の内容は再掲である。
- ・30 ページ、子育て支援課については、再掲だが資料3の最下段にあるお子さんを抱え、生活に困難をきたす女性に対し、施設への入所支援を行ったという内容が新たに加わったものである。
- ・産業振興推進課の内容、31 ページ、住宅政策課、学務課、放課後児童支援課の内容は再掲となっている。
- ・次に、「取組No.37 回復に向けた心理的ケア」だが、男女共同参画課では、電話相談や心理の資格を持った相談員による専門相談により、相談者に寄り添い心理的ケアを行っている。
- ・次に、「取組No.38 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の実施」である。
- ・こども家庭センターでは、八王子版のネウボラとして母子健康手帳交付時に、「親と子の保健バッグ」の配布、全妊婦への妊婦面談の実施、妊娠期での講座実施、産後ケア事業の4類型を実施している。さらに出産応援ギフトというものを始めたり、赤ちゃん訪問、産婦検診なども実施し、切れ目のない支援を行っている。
- ・次に、「32 ページ、取組の方向性（4）安全・安心な暮らしのための意識啓発」、「取組No.39 生命（いのち）の安全教育の実施」である。
- ・男女共同参画課の内容は取組番号33（1）の再掲である。
- ・次の子どものしあわせ課、教育指導課の内容も再掲である。
- ・次に、「取組No.40 性暴力の防止及び性暴力被害から若年層を守るための意識啓発と情報提供の充実」である。
- ・学園都市文化課では、大学の新入生向け情報誌「BIG WEST2024」にデートDVに関する記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子に加盟している25大学等の新入

生に配布している。

- ・男女共同参画課では、再掲以外として今年の2月下旬から3月下旬にかけて中央図書館で行われた「10代向けフリースペース」に、若年層の性暴力予防ポスターやデートDV予防啓発冊子等を展示した。
- ・青少年若者課では、SNSの利用に関する注意喚起を含めたリーフレットを作成し、学校を始め関係団体に配布している。
- ・次に、「取組No.41 性の商品化やメディアリテラシー等についての意識啓発」だが、男女共同参画課の内容は再掲である。
- ・次に、「取組No.42 性的指向・性自認についての意識啓発と情報提供」である。
- ・男女共同参画課では、LGBT 電話相談を実施し、その相談電話のチラシを配架している。職員研修として「多様な性についての基礎知識」を実施している。また、映画会「カランコエの花」では性的マイノリティについての講義も一緒に実施し、啓発を行っている。
- ・総務課では、同性パートナーシップ制度についての調査・研究を進め、現状把握に努めている。また、フラワーフェスティバル由木、いちよう祭りで人権啓発チラシを配布している。
- ・職員課では、東京都市町村職員研修所において性的指向・性自認に関する研修の開催がある場合には職員派遣を行っている。

八木橋会長

- ・「取組管理シート」の「重点目標3」に関して、令和6年度に市が取り組んだ内容について、事務局から説明があった。
- ・この内容について、取組の方向性ごとに順番に見ていきたいと思う。
- ・委員の皆様からは、これまでに経験してきたこと、現在携わっている仕事などを通し、様々な角度から男女共同参画を推進するために効果的と思われる方策、または、市が取り組んでいる内容への評価などの意見をいただきたい。

八木橋会長

- ・まず「取組管理シート」の18ページである。
- ・「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」「取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」「取組の方向性(1) 孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」に関する内容である。
- ・取組番号24と25の市が取り組んだ内容について、意見を願います。

荒木委員

- ・取組番号25の⑦に被害者の早期発見に向けた出張相談を3回開催し、参加者は8名となっている。参加の多少とは関係なく実績をどう評価しているか。
- ・本当に相談しないとならない人が相談につながっていない場合もあると思う。このようなことを踏まえどんな対応をしているのか、今後どのようにしていきたいのかを確認したい。

男女共同参画課長

- ・出張相談は生涯学習センター南大沢分館、南口総合事務所、由井市民センターみなみ野分館で行った。
- ・相談内容は「人生・人間関係」を2か所と「夫婦関係・離婚」を1か所を実施し、「人生・人間関係」はネーミングが抽象的であったのか参加者が少なく、「夫婦関係・離婚」の方が人気があった。
- ・出張相談に関する需要はあると感じている。
- ・また、出張相談の際に相談内容が複雑で、そこだけでは解決しない案件は、男女共同参画センターに連絡していただき関係所管につなげたこともある。

- ・また、来場者からは、近くに出張相談に来てもらい助かったという意見もあった。
 - ・今年度は「夫婦関係・離婚」の相談を増やし、本庁舎でも出張相談を実施し好評であった。
 - ・開催場所やテーマを検討し、引き続き地域に出向き出張相談を行いたいと考えている。
- 伊藤委員
- ・DVや性被害を被る方は女性や若い人たちも多いと思うので、意識啓発を中学や高校、大学生にすることはよいと思う。
 - ・取組番号24で、「高校・中学でのデートDV予防講座を6校で実施した」とあるが、学校側から申出があったのか。また、デートDV予防啓発冊子を市内公立中学校3年生に配布したとある。とてもよい活動であると思うが、これは冊子を学校を通し生徒に配布しただけなのか、内容を読み込んだうえで生徒に指導してもらったのかを伺う。
- 男女共同参画課長
- ・高校・中学でのデートDV予防講座は、市内にある全ての高校に周知し、依頼のあった高校に出向いている。中学校については帝京八王子高校と一緒に中学校からも依頼を受けたものである。
 - ・もう少し「若い頃からの啓発」をしたくて、令和5年度に中学生向けのデートDV予防啓発のためのデータ版を作成しホームページに掲載したが、なかなか見てはもらえないため、市立中学校3年生全員に配布できる冊子を作成し、中学校の校長会で配布依頼をした。
 - ・学校では教科が決まらないと対応が難しいため、夏休み前のホームルームで配布してもらうよう調整した。
 - ・その後、年度内に「中学生のためのデートDV予防啓発講座」を行うために、高校生のもよりも分かりやすいものを作成し、中学校の校長会へ周知のための説明に伺い、さらに男女共同参画課が講座を実施していることを周知する文書を5月に通知したが、中学校では授業数がとてもタイトで時間の確保ができないのか、今のところ依頼はない状況である。
 - ・そこで、今は部活動が少なくなり、居場所として旧児童館である子ども・若者育成支援センター（通称「はちビバ」）に来館する子がいるようであり、その場を借りて意見交換ができないかを調整し、中学生を対象に開催することができた。
- 伊藤委員
- ・確かに学校現場は非常に忙しい状況で時間の確保ができない状況だと思う。一方で、校長をはじめ教育関係者への啓発も必要であるとも思う。この取り組みは頑張してほしい。
- 八木橋会長
- ・決定権を持っている人に対して、意義を正確に伝えていくことは重要なことである。また、高校では数年前から探究の授業というものが本格的に始まっている。講座を実施するだけでなく、高校生と一緒にデータを確認しながら考える機会を提供できるようになれば、参加の意向を示す学校もあると思う。
- 男女共同参画課長
- ・男女共同参画課が東京薬科大学の課題解決型授業に参加し、意見交換に加え参加グループから男女共同参画に関する提案を受けている。
- 八木橋会長
- ・今の学生はそのような内容を好む傾向にある。八王子市には多くの大学があるので、様々な分野の学生に様々な知見を発信してもらうことができればさらによいと思う。
- 荒木委員
- ・先日、所属する青少年対策地区委員会の檜原地区の委員会で、青少年の犯罪につ

いて警視庁生活安全課長の講演を伺った。男女共同参画に直接関係しないかもしれないが、中学生による不適切な SNS の利用について問題になっているようであり、中学生への啓発は非常に大事だと思っている。

- ・ SNS と性の問題はとても密接なものであり、また 14 歳以上であれば犯罪になり警察も動く。そのことも踏まえて、男女間の問題、交際の問題、それに伴う SNS の問題についても、きちんと教えていかないといけないと思う。
- ・ 33 ページの取組 40 のものは青少年若者課であったり、男女共同参画課であったりする。一方で教育委員会の所管は入っておらず、縦割りであると感じる。市が中心となって効率的な施策を展開するため、横のつながりとして一体となって行っていく必要があると思う。
- ・ また、被害者支援に関しては、防犯課が犯罪被害者支援相談を担当しており、警察とのやり取りが一番あるので、一緒に重層的に行っていくことが必要になると思う。
- ・ 教育委員会側と情報共有をした中では、中学校現場は繁忙であるとともに、教員の働き方改革の課題もあり、新たなものを受け入れる余裕がないようである。男女共同参画課としては、継続的な校長会での説明や冊子の配布を行うと共に、子どもとの接点を持つため「はちビバ」に協力をいただいているところである。
- ・ 今年度、「はちビバ」に伺った際には 20 数名の中学生が参加し意見交換を行った。このような機会は増やしていきたいと思う。中学校では難しいのであれば、ほかの方法を考えながら行っていきたい。
- ・ 防犯課については、防犯対策連絡会という会議を市内 3 警察、母の会、関係機関と行っている。男女共同参画課も参加し若年層の性暴力犯罪の PR を行うと共に、4 月がその月間であり、警察でも強化した動きをしているため情報共有を図り意見交換もしている。

男女共同参
画課長

藤野委員

- ・ 子どもたちの性暴力被害が増えている中、デートDVについて中学生から伝えていくこととしているものの、大人からの話は中学生にはなかなか耳に届きづらいと思う。また、性暴力被害は乳児期のお子さんの場合、遭っていることに気づいていない。そのお子さんたちが被害に遭ったことを理解するのは 10 年くらい経った後になる。これはデータとしても出ている。
- ・ 中学生になって初めて「ダメ」と教えられるよりも、小さいときから、自分にとって心地よくない触れ合いがあったときに、いつもとは違うことだということができるよう、中学生よりも早い段階で、大人ももちろんそのことを知り、子どもには普段の関わりの中から啓発していけることがたくさんあると思った。
- ・ 子どもたちにとって、自分を守る方法があることを知りたいとなれば、学校も動いてくれるかもしれない。急に中学生だから講座の対象ですと言われてもなかなか社会は動かない。子どもたちが自分を守り、大切にできること、そして相手を大切にできることが大切だと感じられ、子どもを育ていける周りの大人の環境も大事だと思う。

齊藤副会長

- ・ デートDVだけではなく、人と人との関係、お互いを大切にすることについて小さいうちから話を聞くことはとても大切だと思う。
- ・ 今まで性犯罪や性暴力はあったのだろうがあまり見えていなかった。ここで見え始めてきたが、実際に遭った場合の相談先を周りの大人も知っていないと、突

然、本人から打ち明けられた際に大人が動揺してしまうことは避けたいことだと思う。また、打ち明けられても大人が「そんなことないんじゃない」などと言ってしまうことで、二度と話したくないと思われてしまう。

- ・先ほど、児童館での啓発の説明があったが、これは前年に中学3年生を対象に冊子を配布したことに関して、審議会で出た「少し話をしてから渡す」「配布以外に何かプラスしてできるとよい」という意見を元に、調整して実施していただいたと思っている。
- ・児童館にはたくさんの子どもが集まり、意外と本音が出やすい場所でもあったりするのでここでの実施はとても効果的だと思う。
- ・とにかく小さい頃から知っておくことは大切なことであるし、児童館の職員、学校の先生など周りの大人が、性被害というものはどういうものなのか、また、性被害に遭っていること自体をわかっていない子どももいるので、子どもから「こんなことがあったんだ」と話されたときにはどう対応すればよいのか、どこに相談すればよいのかを理解していることが大切だと改めて思っている。
- ・教育指導課からは「生命（いのち）の安全教育」について報告されている。実際に小学校、中学校、高校では、性暴力から自分を守るための教材を東京都が作成し、ホームページにも掲載している。
- ・この教材を使用し発達段階に応じた説明を行っており、例えば小学校では、水着で隠れる部分は親からであっても触られてはいけない部分だということの教育を行っている。男の子も女の子も同じで、女の子だけでなく男の子でも親から被害を受けることもあり得る。
- ・このような教育が始まり、実際に子どもから相談を受けたこともある。教員に言えない場合にはカウンセラーにも相談している。昨年は2回東京都から児童・生徒を性暴力から守るための手紙が出ている。周りの人に言えなければ配布した相談シートに書いて投函したり、電話やメールでも相談できるということを小学校1年生でも読めるような言葉で書いてある。
- ・学校としても、大人にされて嫌なことがあったら、先生たちが聞いてくれることや、もし言えなければ相談シートに書いて「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口宛て」に送ってよいですよ、ということをちゃんと説明してから手紙を渡している。
- ・実際、相談シートに書いて送付されたこともある。子どもたちを性暴力だけではなく全ての暴力から守るための取組は、東京都を含めて行っている。学校現場では、「生命（いのち）の安全教育」は教育課程の中に組み込まれており、学校により実施時期に違いはあるものの、性暴力から守るために説明をしている。また、八王子市の小学校では校長が全校児童に年1回は講話をしている。

八木橋会長 ・非常に貴重な意見をいただいたので、男女共同参画の推進に向けて活用していただければと思う。

男女共同参画課長 ・どの施設も保護者からの反応が怖いところではあると思うので、いろいろと手法を考えながら実施していきたいと思う。

田中委員 ・私の職場は小学生との関わりがあり、子どもたちが性被害などに遭わないためにも年に何回か小学校1・2年生は水着で隠れる部分、3・4年生や5・6年生には成長段階に応じた話をしている。話した内容は必ず保護者にも伝え、保護者と

もそのことで話をしている。子どもに何を話したかわからないと親は不安なので、きちんとこのような理由があって、こういうことを話し、今、この子たちはこのような状態なんですということを伝えている。

- ・また、相談に来られない人へのアプローチの仕方も常に考えている。電話を受けることもあるが、難しい内容の場合にはほかの相談窓口を紹介するのだが、「じゃあいいです」と切られることもある。相談したいと思ったときに、誰かがちゃんと話を聞いてくれたら次につながると思う。
- ・これをやるので来てくださいではなく、ここではこんなことをやっているんだ、というような状態から入っていったら、少し敷居が低くなる。

八木橋会長

- ・何か相談したい、話したい人が入りやすくすることは非常に重要である。
- ・同時に親たちを含む地域の人達にも、子どもたちにどのようなことを伝えているのかという情報をきちんと伝えることが大事である。
- ・道徳の授業にしても、学校の中だけで完結するのではなく、地域と一緒にやって行こうという方向性に、ここ数年で舵が切られ、皆で育てるという方向に道徳も変わってきており、情報弱者ということでも、地域、保護者など皆でそのような人が生まれにくいようにすることも重要だと思う。

男女共同参画課長

- ・「はちビバ」に行くときもデートDVとかDVというネーミングにすると絶対に集まらず、誰も聞きたくないだろうから「恋愛コミュニケーション」のような感じでアナウンスをしてもらった結果、たくさんの来場があった。

八木橋会長

- ・次に、「取組管理シート」18 ページの一番下から 21 ページの上から 2 つ目までである。
- ・「重点目標 3 DV や性暴力などを根絶しよう」「取組 3 - 1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」「取組の方向性 (2) 様々な相談メニューの実施」に関する内容である。
- ・取組番号 26、27 の市が取り組んだ内容について、意見を願います。

齊藤副会長

- ・19 ページの上から 10 行目の男女共同参画課で同行支援と架電による相談を行ったとあるが、同行支援は男女共同参画課の相談を受ける支援員が同行したということか。

男女共同参画課長

- ・そうです。

齊藤副会長

男女共同参画課長

- ・今までは同行をしていなかったと思うが、どのような経過でそれに至ったのか。
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和 6 年 4 月に施行され、そして第 4 次のプランにもこの法律を取り込んでいる。DV だけでなく、困難な女性に対して、どのような支援が必要かを考え、それまで女性のための相談を受ける支援員に時間的余裕がなかったことから、相談時間の見直すことで人を厚くし、被害届を警察に提出したいが怖くて行けない方と警察へ同行したのが 2 件、福祉事務所の女性相談支援員にシェルターの相談に行きたいが私の話は聞いてもらえないかもしれないということからの福祉事務所へ同行したなど、合わせて去年は 6 件の同行支援をした。

齊藤副会長

男女共同参画課長

- ・同行支援は相談員ではなく職員が行っているのか。
- ・去年は、職員と支援員の 2 人で同行した。

- 齊藤副会長
- ・そのようなことは、基本は2人体制ですよ。
 - ・そのようなことがなかなかできない市民にとっては安心できるし、市の職員が同行することで、相手方機関の対応にも違いがでると思うので、とても大事なことだと思う。
 - ・同行支援を今後も続けていくためには職員体制を整えていかないと、行けるときもあるし行けないときもあるではいけないと思う。
- 男女共同参画課長
- ・令和6年度は会計年度職員である支援員が2名体制であったためとても厳しかったが、令和7年6月からは3名体制になったので、電話相談をしつつ、同行支援もできる体制になっている。
- 八木橋会長
- ・次に、「取組管理シート」21ページから24ページまでである。
 - ・「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」「取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」「取組の方向性(3) 関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」に関する内容である。
 - ・取組番号28から31の市が取り組んだ内容について、意見を願います。
- 八木橋会長
- ・21ページの取組番号28、枝番号(1)に語学ボランティアの記載がある。派遣等0件、通訳0件、テレビ電話通訳0件とある。しかし、0件であったとしてもこのようなものが用意されていることが非常に意義のあることであり、ここは数字にこだわるところではなく、むしろ重要なことをきちんと用意しているのとらえるべきだと思う。
- 市民活動推進部長
- ・DVに関わる部分では実績が0件だが、詳しい情報は手元にはないものの語学ボランティア自体はかなり件数であり、機能していると考えている。
- 八木橋会長
- ・個人的なことや言いにくいことは、平時からの言える関係性を築いていることが大切である。このような語学ボランティアの方々がいること自体が非常に重要なことだと思う。
- 荒木委員
- ・23ページの一番上の放課後児童支援課だが、学童保育所における子どもたちの入所支援とあるが、この所管と教育関係の所管とは当然、連携していると思うが、報告の表現が放課後児童支援課だけになってしまっている。21ページの一番上の教育指導課では、効果の①に「来談者の安心感につながる支援をすることができた」とある。これは子どものことも含めて連携して行っていると理解してよいのか。であれば、そこも担当課だけではなく、連携しているということを謳ってもいいのではと思う。
- 男女共同参画課長
- ・21ページの一番上のことは、教育センターで行っている教育相談である。要保護児童対策地区協議会のメンバーでもあるので、必要に応じた連携は行っている。
 - ・放課後児童支援課の学童保育所は、指定管理者であり市の組織ではない。ですから、年に1度、男女共同参画課の職員が学童保育所の職員の方々に講師として説明に赴き、DVなども含めた連携について伝えている。
 - ・連携はしているが組織が違うため、そのような対応になっている。
- 荒木委員
- ・指定管理者として委託しているのは放課後児童支援課ですか。そこの職員と男女共同参画課の職員が連携し、指定管理者への研修会に参加しているということか。
- 男女共同参画課長
- ・指定管理者を集めた研修会を放課後児童支援課が実施しており、そこでの市の様々な施策の説明を行う際に、男女共同参画課にも時間をいただき、参加して説明をしているということである。

- 荒木委員
- ・そういうところで連携はしているということですね。
- 田中委員
- ・23 ページ、3-29-(1)だが、②に「DV被害者支援団体に対し、年間を通じて活動場所を提供」とあるが、各市にもそういう民間の団体があることは承知している。これは場所の提供だけなのか、ある程度の支援もあるのか。
 - ・取組番号28 枝番号(8)だが、「職員のスキルアップ」とは保育幼稚園課の職員ということか。
 - ・これまで保育園に通う子どもの母親から保育園での対応について様々な相談を受けているが、各保育園で第三者評価を受けているのか分からない。いろいろな保育園に出向いたときに第三者評価を受け保護者からの意見が掲示されている園もあれば全くない園もある。保育園にはDV被害者親子やそうでない親子もいるので、先生方がそのような意識を持っていることが大切であり、持っていないことで親子への対応がよくないのであれば第三者評価というものが非常に大事なものとなる。ですから、市の相談の窓口にたずさわる保育園以外の方々だけでなく、保育にたずさわる方々にもきちんと教育をしていただくことが大切だと思う。そして、できることであれば、全保育園が第三者評価により自分たちがどう評価をされたりどういう見方をされているのかがとても大事なことで、自分たちが普段、当たり前に行っていたことが実は違っていたとかに気づくとても大事なことだと思うので、そのような取り組みがあるよい。
- 男女共同参画課長
- ・「DV被害者支援団体への活動場所の提供」については、男女共同参画課で会場使用料の予算を計上し、活動場所の確保を行っている。
 - ・保育幼稚園課は、保育園の入所を扱っている所管であり、ここでは、入所受付に関する職員のスキルアップということである。
 - ・保育園現場の保育の質をあげることを目的としている所管は子どもの教育・保育推進課であり、数年前に教育センターの中に幼児教育保育センターを設置している。
 - ・ここでは保育園への苦情などを受けており、指導までの権限はないが該当保育園への苦情内容の確認のため話を伺い、現場の状態をよくするという事業を始めている。
 - ・まだ、子どもの教育・保育推進課では、現在、保育園や幼稚園の職員に1年を通じて研修をしているが、DVの話は現状として入れられていない。昨年、事務的な打ち合わせをした際には、子どもの遊びに性教育などを入れられるかは足踏み状態で、母親へのDV内容に関する研修もまだであったと思う。国や都からの通知は送付している。ただ、保護者と子どもへの対応のまずさは、お伝えできるところではある。
 - ・第三者評価を行っているかはわからないが、ほとんどは行っていると思う。第三者評価でもダメな場合は、幼児教育保育センターには相談窓口が用意されている。
- 田中委員
- ・保育幼稚園課に困っていることを伝えたときに、そういう場所があることを教えていただいていたので、私は保育幼稚園課に伝えればいいと思っていた。
- 男女共同参画課長
- ・以前は、保育幼稚園課にこの機能が含まれていたが、数年前に担当所管が別れ、現在は子どもの教育・保育推進課が場所を変えて専門的に行っている。
- 萩原委員
- ・学校では、DV被害に遭った家族から事情を聴きどう配慮すべきかを必ず確認をしている。例えば、名前を名簿に載せないとか、子どもの安全を守ることを第一

- に、相手方保護者に無闇に引き取りさせないとか、細かく保護者の相談を受けながら、クラスではその子がいることはわかってはいても外にはその子がいることが絶対わからないように配慮するなどしている。
- 八木橋会長
- ・次に、「取組管理シート」25 ページから 26 ページの 1 行目までである。
 - ・「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」「取組3-1 配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」「取組の方向性(4) 被害者・加害者・傍聴者にならないための意識啓発」に関する内容である。
 - ・取組番号 32、33 の市が取り組んだ内容について、意見をお願いする。
- 伊藤委員
- ・「生命(いのち)の安全教育」についていくつか挙げられているが、取組番号 33、枝番号(2)(3)を見ると、(2)は子どものしあわせ課で赤ちゃんふれあい事業を公立中学校と義務教育学校 37 校で実施しており、素晴らしい取組だと思う。(3)では各小・中学校で性教育を実施しており、いずれも素晴らしい取り組みだと思う。
 - ・「生命(いのち)の安全教育」だが、先ほど萩原委員から発言があった「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には各学校で様々な取り組みがあるとのことであった。学校長の講話、学校によっては道徳で扱うところもあると思うが、その活動についてもこのどこかに入れられたらと思うが、それは教育指導課の管轄なのだろうか。この 33(3)に性教育だけではなく、「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に行っている活動について入れたらと思う。
- 男女共同参画課長
- 萩原委員
- ・「八王子市いのちの大切さを共に考える日」についての活動を教育指導課で把握していて、性教育以外の活動についても報告に入れられるか確認する。
 - ・「生命(いのち)の安全教育」は、各学校でさまざまなことを行っているが、性教育だけではなく、八王子で子どもが自ら命を絶ったというとても悲しい出来事があった。そのことから「いのちの日(八王子市いのちの大切さを共に考える日)」を設定し、小学校だと7月の初旬頃に、自らの命を絶つことのないよう各学校の校長が全校朝会などの際に児童へ話をしている。
 - ・また、「いのちの日(八王子市いのちの大切さを共に考える日)」に伴い、その月には、「学校だより」にもいのちの大切さについて書いている学校も多かったと思う。
 - ・このように、いのちの大切さということでは、様々な教育活動を行っているが、ここでは、男女共同参画という視点からの性教育に関する「生命(いのち)の安全教育」のことが記載されているのだと思う。
- 齊藤副会長
- ・25 ページの内容だが、被害に遭った方からの相談に関しては、各所管でそのような事例があれば、連携をとって行っていると思うが、例えば、性被害に遭った方が相談する場所というのは、八王子市にはあるのか。
- 男女共同参画課長
- ・性被害の専門ではないが、男女共同参画課とこども家庭センター、これは以前は保健福祉センターでしたが、ここでは女性の身体の相談を行っている。
 - ・性犯罪、性被害となると国の電話相談などに連絡していただくことになる。
- 齊藤副会長
- ・東京都にも東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(SARC 東京)というワンストップの場所があるが、そういう場所を紹介しているのか。
- 男女共同参画課長
- ・そうです。

- 齊藤副会長
清水委員
- ・少し遠いものの、そこに行ってもらおうということですね。
 - ・行政との連携したことが記載されているが、商工会議所や商店会はなかなか関わりづらいということを感じている。一方で、シルクレイズ（八王子商工会議所女性経営者の会）では男女共同参画課からの依頼を受け、関係する店に啓発物を置いたことは、大きな一歩であったと思う。
 - ・商店会や商売をしている店では、DVなどが前面に出てしまうとちょっと配布しづらいところはある。先ほど話があったが、表現を変えたりすればさまざまなイベントでのチラシや啓発物の配布はできるかもしれない。
 - ・また、相談先との接点がなかなか持てない方のために、何かあった場合の相談先がわかる啓発物をそのような方との接点が多い、スーパーなどで料理レシピと一緒に手にしてもらえようようにできればよいと思う。
- 男女共同参画課長
- ・シルクレイズさんに続き商工会議所に相談して、今年度になってからはスーパーアルプスさんに協力をいただき、男女共同参画センターの相談電話を記載した啓発ティッシュを全店で配布してもらった。ただ、1店舗あたり100個しか用意できなかったため、あっという間に配布終了となってしまった。
- 八木橋会長
- ・次に、「取組管理シート」26ページから28ページまでである。
 - ・「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」「取組3-2 困難を抱える女性等への支援」「取組の方向性（1）孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための取組」と「取組の方向性（2）様々な相談メニューの実施」に関する2つの内容である。
 - ・取組番号34と取組番号35について、取組数の関係で合わせて市が取り組んだ内容に関して、意見をお願いする。
- 荒木委員
- ・26ページの取組番号35、枝番号（4）には「はちまるサポート」のことが記載されているが、ここは「支援につなげている」としか書かれていない。ほかの報告では実績数字も記載されている。評価につなげるのであれば、数字も記載した方がよい。
- 男女共同参画課長
- ・この実績報告は、急遽、所管に依頼し記載してもらったもので、「はちまるサポート」は高齢者向けの相談であることもあり、「女性」という意識があまりなかったため実績数字が記載できていない。今後は、そのような統計もとってもらえるよう依頼したい。
- 齊藤副会長
- ・細かいことだが、27ページの取組番号35、枝番号（5）の高齢者福祉課の内容で、「高齢者虐待防止研修を実施（6回開催、1,643人参加）」とあり、その効果として「前年度から参加者が増加し、より多くの介護事業者等の職員に高齢者虐待の早期発見の重要性を周知できた」されている。昨年の報告では、8回開催して1,842人が参加しているとあるので、「前年度から参加者が増加し」というのは違うと思う。
- 男女共同参画課長
- ・所管に内容を確認する。
- 八木橋会長
- ・次に、「取組管理シート」28ページから31ページまでである。
 - ・「重点目標3 DVや性暴力などを根絶しよう」「取組3-2 困難を抱える女性等への支援」「取組の方向性（3）関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」に関する内容である。

- ・取組番号 36 から 38 の市が取り組んだ内容について、意見を願います。

～意見なし～

- | | |
|----------|--|
| 八木橋会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・次に、「取組管理シート」32 ページと 33 ページである。 ・「重点目標 3 DV や性暴力などを根絶しよう」「取組 3-2 困難を抱える女性等への支援」「取組の方向性 (4) 安全・安心な暮らしのための意識啓発」に関する内容である。 ・取組番号 39 から 42 の市が取り組んだ内容について、意見を願います。 |
| 八木橋会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットリテラシーを取り扱っている所管は市にはあるのか。荒木委員の意見にもあったが、こういった問題は SNS と切っても切れないもので、表向きは性とかそういうものは、タブー視されるところがある。SNS のような匿名的なところでは、それが一気に解放されてしまうため、リテラシーはとても重要な位置づけになる。 ・必ずしも男女共同参画ということではなく、このようなことを市として行っている所管はあるのか。あるのであれば所管を横断してより強力に推し進めてほしいと思う。 |
| 男女共同参画課長 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネットリテラシーは、子どもに向けたものは取組番号 40、枝番号 (3) の青少年若者課で行っており、先ほど荒木委員が言われた青少年対策地区委員会とつながっており、SNS 利用に関するリーフレットを作成し、学校、関係団体に配布をしている。また、学校でもネットリテラシーの教育はしていると思う。 ・また、相談窓口としては人権相談や法律相談などで、枠を決めてはいないが様々な相談窓口で受けている。さらに、防犯課でも犯罪被害の防止ということで警察署と一緒に啓発活動を行っている。 |
| 藤野委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・「生命 (いのち) の安全教育」の中にもネットリテラシーは含まれており、小学生では SNS の使い方など、中高生では自分が発信することなども含まれていて、また、先ほどから何回か話に出ている性教育の中にも含まれている。 ・性教育ををするというと、二次性徴の話などというイメージだが、やはり SNS における自分の守り方とか、暴力と安全確保とか、今は人権をベースにして性教育を行っている。したがって、性教育の中にもネットリテラシーは入っており、講師として参加するときにはネットリテラシーの話も盛り込んでいる。 ・感覚としては、「生命 (いのち) の安全教育」の実施回数が記載されていることからもどこの学校でも少しは触れているのではないかという印象である。 |
| 八木橋会長 | <ul style="list-style-type: none"> ・大学 1 年生にはネットリテラシーの話をすることがよくある。当事者意識を持ってもらうため、在籍する学部によって話す内容も変えている。特に医学部の学生には、ネットリテラシーのことを話すだけではなく、実際に医師になり先生と呼ばれる存在になった後、ネット上で過去を掘り起こされる可能性があることを話すと、自分事としてすごく意識が高まると感じている。 ・リテラシー関連の教育では、いかに当事者意識を持ってもらえるかだと思う。 |
| 萩原委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校では、ネットリテラシーは情報教育の中で指導することになっている。 ・それ以外には、学校により取組内容が毎年異なるものの、年 1 回実施するセーフティー教室で民間の LINE の社員を招き、子どもたちに LINE 上で起きる実際の危険性などを説明してもらい、自分事として情報発信の危うさを学ぶ場面を設定している。 ・それから警察にも来てもらいセーフティー教室の中で教えていただいてもいる。 |

- 八木橋会長
- ・ 1 回だけでなく複数回、各方面の方から学ぶ機会があるとよいと思う。
- 八木橋会長
- ・ 次に、資料 1 の 「評価報告書（案）」 4 ページと 5 ページの「5 指標に関する評価」に移る。
 - ・ 第 4 次の「男女が共に生きるまち八王子プラン」に基づく、男女共同参画の進捗状況を確認するため、9 つの「指標」が設定されている。
 - ・ 各指標の状況について、事務局から説明をお願いします。
- 男女共同参画課長
- ・ 4 ページ、「5 指標に関する評価」について説明します。
 - ・ 「全体」の評価として指標 1 「「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合」だが、策定時の数値は令和 4 年の八王子未来デザイン 2040 の運用に関する市民アンケートで 33.8%でした。現状値は令和 6 年の市政世論調査では 41.7%で 7.9%増となっている。策定時よりも大幅に増加しており良好に進捗しているとして、事務局としては「A」評価としている。
 - ・ 次に、指標 2 「委員等の構成比が男女共に 30%以上の附属機関等の割合」だが、策定時は 42.0%であったが、令和 6 年度は 45.8%で、プラス 3.8%であり、目標値が 80.0%なので、まだ大きな隔たりがあるとして事務局としては「C」評価としている。
 - ・ 次に、指標 3 「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）」は令和 5 年の市政世論調査で策定時は 43.5%であった。令和 6 年の市政世論調査では 48.6%と策定時よりも大幅に増加しており、このまま推移すると近々目標値を超えそうな進捗状況なので、事務局としては「A」評価としている。
 - ・ 次に、指標 4 「「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」令和 4 年の八王子未来デザイン 2040 の運用に関する市民アンケート調査で 48.3%であった。令和 6 年の市政世論調査では 56.0%と、7.7%増となっており、良好に進捗しているため事務局としては「A」評価としている。
 - ・ 次に、指標 5 「「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」だが、令和 4 年の八王子未来デザイン 2040 の運用に関する市民アンケート調査で 45.9%であった。令和 6 年の市政世論調査では 52.5%と、大幅に増加し良好に進捗しているため事務局としては「A」評価としている。
 - ・ 次に、指標 6 「生命（いのち）の安全教育実施回数」だが、訂正があるため当日配布資料 1 をご覧いただきたい。小・中学校で行っている教育指導課の「生命（いのち）の安全教育」は全校で実施しているため、指標には含めないという考えであったため、当日配布資料 1 のとおり年 44 回の実施としている。策定時は年 42 回であったため、微増だが策定時よりも増えているということで事務局としては「B」評価としている。
 - ・ 次に、指標 7 「男女共同参画センター新規相談件数」だが、令和 4 年当時は年 670 件であったが、令和 6 年度は年 565 件と減っている。目標値には届かないが周知を強化し新規相談には結びついているため、事務局としては「C」評価としている。
 - ・ 次に、指標 8 「市の女性管理職の割合」だが、策定時は 12.6%で令和 6 年は 13.3%と微増ながらも策定時よりも増えているため、事務局としては「B」評価としている。

- ・次に、指標9「男性職員の育児休業（2週間以上取得者）取得率」だが、策定時は71.7%であったが、令和6年では82.8%まで増えており目標値に迫る状況であるため、事務局としては「A」評価としている。
- 八木橋会長
 - ・9つの「指標」について順番に確認する。
 - ・指標1「「社会全体」で男女共同参画が進んでいると思う人の割合」についてである。
 - ・策定時の状況は33.8%、目標値は50.0%、現状値は41.7%で市の評価は「A」である。
 - ・評価に関する市の考えは、「策定時よりも大幅に増加しており、良好に進捗している」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見をお願いする。
- 八木橋会長
 - ・A、B、C、Dの評価については2ページに評価の見方が掲載されている。
 - ・指標1だが、市の評価は「A」で、審議会としても「A」でよろしいか。数字は確かに増加しており、当然のことながら目標値を早々にクリアしてさらに上に向かって進めていただけたらと思っている。

～異議なし～

- 八木橋会長
 - ・指標2「委員等の構成比が男女共に30%以上の附属機関等の割合」についてである。
 - ・策定時の状況は42.0%、目標値は80.0%、現状値は45.8%で市の評価は「C」である。
 - ・評価に関する市の考えは、「増加はしてきているが、目標値にはまだ大きな隔たりがある」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見をお願いする。
- 八木橋会長
 - ・これは数字の観点から「C」評価が妥当であるとしてよろしいか。
 - ・男女比は30%でも足りないぐらいであると前回も申しました。1人であれば個人の意見になるし、3割を切ると少数派の意見とみられてしまうし、やはり全体の中で違和感なく意見が通るためには36%以上ほしいというところである。その大きな目標に向かって少しずつにはなるかもしれないが、着実に歩を進めていただきたいということで、今後に期待したいと思う。

～異議なし～

- 八木橋会長
 - ・指標3「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合（ワーク・ライフ・バランス）」についてである。
 - ・策定時の状況は43.5%、目標値は50.0%、現状値は48.6%で市の評価は「A」である。
 - ・評価に関する市の考えは、「策定時よりも大幅に増加しており、良好に進捗している」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見をお願いする。
- 八木橋会長
 - ・市の「A」評価は妥当ということでよろしいか。
 - ・ワーク・ライフ・バランスもいろいろな考え方があるが、働きたいという人はその人が働きたい分、ある程度働ける方がよく、一律に何でもみんな一緒とすることはないと思う。一方で、そうしないと進んでいけないという現実もあり、難しいところではある。行っていく中でいろいろな課題も見えてきている項目でもあると思うので、最終的には一人一人が満足するようなワーク・ライフ・バランスを保てるように進めていっていただきたいと思う。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 指標4 「「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」についてである。
- ・ 策定時の状況は48.3%、目標値は60.0%、現状値は56.0%で市の評価は「A」である。
- ・ 評価に関する市の考えは、「策定時よりも大幅に増加しており、良好に進捗している」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見を願う。
- 八木橋会長 ・ 数字上も進捗しているため、事務局の評価どおり「A」評価でよろしいか。
- ・ この「職場」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合は、これが進んでいくとワーク・ライフ・バランスなどにも波及効果があると思うので、非常に連動している項目なのだろうと思う。ですから、さらに上向きになるように取組を進めていってもらいたいと思う。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 指標5 「「地域」での男女共同参画が進んでいると思う人の割合」についてである。
- ・ 策定時の状況は45.9%、目標値は60.0%、現状値は52.5%で市の評価は「A」である。
- ・ 評価に関する市の考えは、「策定時よりも大幅に増加しており、良好に進捗している」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見を願う。
- 八木橋会長 ・ 審議会でも地域の活動に関する意見が多々出ている中、それらの意見を踏まえさらに推進できればいいと思う。
- ・ 事務局の評価どおり「A」評価でよろしいか。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 指標6 「生命（いのち）の安全教育実施回数」についてである。
- ・ 策定時の状況は年間42回、目標値は年間50回、現状値は年間44回で市の評価は「B」である。
- ・ 評価に関する市の考えは、「微増ながらも策定時よりも増えているため」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見を願う。
- 伊藤委員 ・ この回数は「生命（いのち）の安全教育」として何を数えているのか。
- 男女共同参画課長 ・ 「赤ちゃんふれあい事業」37校と男女共同参画課で行った「デートDV予防講座」の6校と「親と子の性に関する講座」の回数である。計画策定時には、これらの回数をカウントすると考えていたところである。
- 八木橋会長 ・ こちらは「B」評価でよろしいか。
- ・ 本日たくさんの意見をいただいたので、それを踏まえてさらに推し進めていただけたらと思う。

～異議なし～

- 八木橋会長 ・ 指標7 「男女共同参画センター新規相談件数」についてである。
- ・ 策定時の状況は年間670件、目標値は年間1,000件、現状値は年間565件で市の評価は「C」である。
- ・ 評価に関する市の考えは、「目標には届かないものの周知を強化し新規相談には結びついている」というものである。「審議会の評価と意見」について、ご意見を願う。

- 八木橋会長
- ・この評価はとても難しいものだと思う。最終的には新規相談件数は0件にしたいところである。しかし0件にならない状況は続くわけであり、そうであれば相談してほしい、増えてほしいということになる。最終目標とそれに至る途中経過の数字に大きな隔たりが出て当然というものであるため、評価がとても難しいというものになる。
 - ・市としては、目標値を一つの基準としてどのくらい進められているのかということ基準にしている。まだまだ0件には近づかないという前提に立つと、この目標値の1,000件という数字の半分ということで「C」評価はやむを得ないかと思うがいかがか。

～異議なし～

- 八木橋会長
- ・指標8「市の女性管理職の割合」についてである。
 - ・策定時の状況は12.6%、目標値は30.0%、現状値は13.3%で市の評価は「B」である。
 - ・評価に関する市の考えは、「微増ながらも策定時よりも増えているため」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見を願う。
- 齊藤副会長
- ・男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）にも30ページに「八王子市職員の管理職に占める女性の割合」の表が掲載されている。
 - ・策定時の数字は表の中で一番低い数値となっており、令和3年が15.2%、令和4年が13.8%、そして策定時数値である令和5年が12.6%である。
 - ・この評価は「B」なのか「C」なのかと考えていた。私としてはまだまだではないかという気がする。
- 八木橋会長
- ・経年的に見た場合、どうなのかというところだと思う。齊藤副会長から「C」評価も考えられるとの意見があった。
- 男女共同参画課長
- ・ちなみに令和7年は14%となっている。改めて考えますと「C」の評価でよいものかと思っている。
- 八木橋会長
- ・審議会としては「C」評価ということにしたいがいかがか。

～異議なし～

- 八木橋会長
- ・指標9「男性職員の育児休業（2週間以上取得者）取得率」についてである。
 - ・策定時の状況は71.7%、目標値は85.0%、現状値は82.8%で市の評価は「A」である。
 - ・評価に関する市の考えは、「目標値に迫る状況にあるため」というものである。「審議会の評価と意見」について、意見を願う。
- 八木橋会長
- ・事務局の説明どおり、審議会としても「A」評価ということでよろしいか。

～異議なし～

- 八木橋会長
- ・皆様、それぞれの立場から、様々なご意見を頂戴し、ありがとうございました。
 - ・本日は、「重点目標3」「指標の評価等」について、意見をいただいた。
 - ・次回の審議会では、第2回と今回いただいた意見を踏まえ、事務局により評価報告書（案）に内容を反映し、その内容を確認しながら、補足していきたい。

5. その他

- 八木橋会長
- ・次第3、その他の次回の開催予定について、事務局より説明を願う。
- 事務局
- ・次回、第4回審議会は、11月6日（木）午後6時30分から、八王子市生涯学習セ

ンター（クリエイトホール）10 階第 2 学習室にて開催する。

6. 閉会

八木橋会長 ・ 以上で本日の審議会を終了する。